

松戸市稔台市民センターの指定管理者の指定について

松戸市指定管理者の指定手続等に関する条例(平成18年条例第24号)第5条第1項の規定に基づき、松戸市稔台市民センターの管理を指定管理者に行わせるため、指定管理者を指定します。

1. 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称・所在地
松戸市稔台市民センター 松戸市稔台七丁目1番地の5
2. 指定管理者となる団体
松戸市稔台七丁目1番地の5
稔台連合町会
会長 坂本 正喜
3. 指定管理の期間
令和6年4月1日から令和8年3月31日まで(2年間)
4. 選定理由
審査委員会における評価が総合的に良好であったため
5. 選定審査手順
 - ・申請書類受付
令和5年9月1日(金)～令和5年9月7日(木)
 - ・公の施設の指定管理者候補者審査委員会
第1回：令和5年9月27日(水)
第2回：令和5年10月4日(水)
 - ・指定管理者候補者審査結果答申
令和5年10月4日(水)(審査委員会→市長)
 - ・松戸市議会12月定例会指定管理者の指定議案提出
令和5年11月30日(木)
 - ・松戸市議会12月定例会指定管理者の指定議案議決
令和5年12月18日(月)

・指定管理者の告示
令和5年12月27日(水)

・指定管理者への指定の通知
令和5年12月27日(水)